

令和3年度 姫路市内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「姫路市内部統制に関する基本方針」を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

全庁的な内部統制については、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」について、評価項目に対応する制度等が適切に定められ、運用されていきました。

業務レベルの内部統制については、リスク評価シートにより識別されたリスク（1,135件）に対して、重大な不備と評価するものではありませんでした。

本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備されており、評価対象期間において有効に運用されているものと判断いたしました。

なお、令和2年度において不当要求行為に係るリスク対応に関して、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例が正しく運用されていないという内部統制の重大な不備があったことについては、「姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書」において再発防止に向けた取組方針を定め、リスクを網羅的に識別できるよう、是正に向けて組織的に取り組んでいます。

4 是正に向けた取組に関する事項

意図的な分割発注による随意契約の見直し、公正な業者選定など、適正な予算執行、契約事務の実施等に向けたリスクの洗い直しを行い、チェック体制の強化を全庁的に進めていることを確認しました。

令和4年（2022年）6月10日

姫路市長 清 元 秀 泰